



## 知的財産権紛争～

### 【「BabyBoss」商標の無効審決取消訴訟】

(2013. 10. 15 『工商時報第A21面、判決文書の要約』に基づく)

2013年11月21日発行

中保寶貝城社は2007年5月24日、「BabyBoss 及び図」商標を、ティーパック、チョコレート飲料、アイスクリーム、キャンディ、プリンなどの商品区分第30類を指定して登録出願し、審査の結果2008年1月1日に登録番号第1295843号で登録された。

その後、ドイツのHugoBossが中保寶貝城社の「BabyBoss 及び図」商標は自社の商標と類似するとして無効審判を請求し、智慧局は2012年11月15日、「BabyBoss 及び図」商標はHugoBossの著名商標と類似するとして無効審決とし当該商標を取り消す処分を下した。これを不服とした中保寶貝城社は、訴願を経て行政訴訟を提起した。

智慧財産法院は2013年9月12日、最高行政法院での「UCC」商標訴訟判決を引用し、商標の類比判断は商標の各部分を対比するのではなく、商標全体を観察して行わなければならないとした上で、両商標は一般知識を有する通常の消費者が実際の取引上、通常の注意力で区別できるもので類似度は低く、また両商標が指定する商品・役務の区分も異なることから、両商標の類似度は低いとして中保寶貝城社勝訴の判決を下した。

中保寶貝城股份有限公司	HugoBoss
	
「BabyBoss 及び図」商標	「HugoBoss」商標

＜智慧財産法院の判決＞

智慧財産法院判決「102年度行商訴字第46號」

判決日：2013/09/12

裁判類別：行政 判決字号：102, 行商訴, 46

裁判案由：商標評定

尚、お気づき点、ご質問となります点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。